ID:　174

担当部署:　企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	退館命令等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例　第5条の2(第12条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成21年条例第34号

【根拠条文】

(使用の制限)

第5条の2　市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

(1)　公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2)　建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　営利行為を目的とするとき。

(4)　活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(管理の代行等)

第12条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　活動センターの使用の許可に関する業務

(2)　活動センターの運営に関する業務

(3)　活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　第3条に掲げる事業に関する業務

(5)　前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日